

函館市楳法華総合センター施設要領

1. 募集施設一覧

No.	施設名	募集期間	希望金額 (年額・税抜き)	希望契約 期間	愛称の条件
1	函館市楳法華総合センター	随時受付	10万円	契約の日から 3年以上10年以内	特になし

※金額換算ができる物品や役務の提供のほか、それらと金額を組み合わせることができます。

施設の詳細については担当部課にお問い合わせください。

2. 看板等の表示変更および設置の基準

ネーミングライツパートナーは、愛称を用いて、施設名称を表示する看板等の表示変更および設置をすることができるものとし、看板等の表示変更および設置をする場合は、次の各号によるものとします。

(1) 敷地内の看板等は、変更可能な看板等の数、位置、現況写真等について、別紙のとおりとします。

また、新規の看板等の設置については可否を含めて、別紙のとおりとします。

(2) 敷地外の看板等は、市および関係機関と協議のうえ、変更可能な看板等がある場合は、変更することができるものとします。

また、新規に設置する場合は、設置の可否も含めて協議を行うものとします。

(3) 前各号に定める看板等の表示変更および設置を行う場合は、施設の外観や近隣の景観などとの調和に配慮した形状や配色等とすることとし、協議のうえ、決定するものとします。

(4) 看板等の表示変更および設置は、契約期間開始後に実施するものとし、撤去については、契約期間満了までに完了するものとします。

(5) 印刷物については、作成部数や切替時期等を協議のうえ、決定するものとします。

3. ネーミングライツパートナー特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典を付与するものとし、詳細については、協議のうえ、決定するものとします。

(1) 市が指定する場所に、ポスターによる企業のPRや商品の広告等を掲示することができます。

(2) 優先交渉権者決定後、提案や希望などを確認し、関係法令等の規定等を踏まえ、優先交渉権者との協議のうえ、決定するものとします。

4. 担当部課

函館市教育委員会生涯学習部楳法華教育事務所

〒041-0611 函館市新浜町156番地1

電話 0138-86-2451

e-mail tod-kyoiku@city.hakodate.hokkaido.jp

担当 川口

看板等の表示変更および設置可能箇所

敷地および建物平面図	備 考
<p>敷地</p>  <p>函館市歴史民俗資料館</p> <p>No. 1, No. 2</p> <p>1階</p> <p>No. 3</p> <p>2階</p> <p>No. 3</p>	<p>表示変更可能箇所 No. 1</p> <p>新規設置可能箇所 No. 2</p> <p>ポスター掲示場所 No. 3</p>
<p>No. 1</p>	<p>備 考</p>
	<p>チャンネル看板</p> <p>寸法（1文字） 250×250</p> <p>設置範囲寸法 11,500×1,600</p>
<p>No. 2</p>	<p>備 考</p>
	<p>壁面看板</p> <p>寸法 5,900×2,000</p>
<p>No. 3</p>	<p>備 考</p>
	<p>ポスター掲示場所</p> <p>寸法 5,500×1,170</p>